

第1章 総則

第1条(「ADSL(A)」コースの提供)

ビッグロブ株式会社(以下、当社といいます。))は、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「ADSL(A)」コース(以下「本コース」といいます。))を提供します。

2 本コースの提供に係わる条件の詳細については、この特約に定めるものを除き当社が別途定めるBIGLOBE 会員規約(以下「会員規約」といいます。))の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本コースの提供に関する限り、この特約が優先します。

第2条(この特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により会員に通知することにより、この特約を変更することができます。この場合、その予告期間内に、会員規約第9条に基づく会員契約の解約の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき会員による承諾があったものとみなします。

第3条(用語の定義)

会員規約において定義された用語の意味は、この特約においても同一の意味を有します。

2 この特約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本コース契約」とは、当社から本コースの提供を受けるための契約をいいます。
- (2) 「本コース会員」とは、当社と本コース契約を締結している個人をいいます。
- (3) 「NTT ADSL 接続サービス」とは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社(以下「NTT」といいます。))が「専用サービス契約約款」の「DSL 等接続専用サービス」に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
- (4) 「DSL 通信サービス」とは、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。))が提供する電気通信サービスをいいます。
- (5) 「契約者回線」とは、本コースの提供を受けるために、本コース会員が設置する電気通信回線をいいます。
- (6) 「契約者端末」とは、本コースの提供を受けるために、本コース会員が設置するパソコンおよびモデム等の機器をいいます。
- (7) 「料金等」とは、本コースの提供に係わる料金その他の債務およびこれに係わる消費税等相当額をいいます。
- (8) 「モデム」とは、契約者端末のうちのソフトバンクが推奨、接続性確認のうえ、指定した ADSL モデムであって、ソフトバンクもしくは第三者が販売または貸与するものをいいます。

第2章 本コースの提供区域およびタイプ

第4条(本コースの提供区域)

本コースの提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、DSL 通信サービスの提供区域内とします。

第5条(本コースのタイプ)

本コースは、会員規約所定の「使いまーだい」コースに係わる BIGLOBE サービスであって、かつ、非対称加入者線伝送(ADSL)方式等を用いた通信が可能な機能(以下「ADSL 接続機能」といいます。))を有するものです。ただし、従量タイプについては本条第4項で、また12M ライトタイプについては本条第5項で条件を特別に定めます。

2 本コースには、次のタイプがあります。

タイプ	内容
50Mタイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 50Mbps まで、他の伝送方向については最大 3Mbps までの ADSL 接続機能をご利用いただくもの
26Mタイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 26Mbps まで、他の伝送方向については最大 1Mbps までの ADSL 接続機能をご利用いただくもの
12Mタイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 12Mbps まで、他の伝送方向については最大 1Mbps までの ADSL 接続機能をご利用いただくもの
12Mライトタイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 12Mbps まで、他の伝送方向については最大 1Mbps までの ADSL 接続機能をご利用いただくもの
10Mタイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 10Mbps まで、他の伝送方向については最大 1Mbps までの ADSL 接続機能をご利用いただくもの
3Mタイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 3Mbps まで、他の伝送方向については最大 1Mbps までの ADSL 接続機能をご利用いただくもの
1.5Mタイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 1.5Mbps まで、他の伝送方向については最大 512kbps までの ADSL 接続機能をご利用いただくもの
従量タイプ	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大 1Mbps まで、他の伝送方向については最大 1Mbps までの ADSL 接続機能をご利用いただくもの
備考:本コースのいずれのタイプも、上記の最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、電話局から契約者回線の終端までの距離などにより、実際にご利用いただく場合の通信速度が低下します。	

3 本コースには、回線の接続形態に関し、次のタイプがあります。

タイプ	内容
電話共用タイプ	現在ご利用中の電話回線(アナログ回線)を契約者回線として ADSL 接続機能をご利用いただくもの
回線専用タイプ	現在 ISDN 回線、専用線をご利用中であるなどアナログ回線をご利用されていない場合に、新たに ADSL 接続機能をご利用いただくためのアナログ回線を設置して契約者回線としてご利用いただくもの

4 当社が本コース会員に対し、従量タイプサービスを提供する場合の取り扱いとして、次の各号の条件を特別に定めます。

- (1) 当社は、従量タイプのうち、回線の接続形態に関しては電話共用タイプのみを提供します。
- (2) 本コース会員のうち、従量タイプのサービス利用者は、別途当社に、別表 2-3 の料金表に記載する料金額として、ADSL 接続機能の利用に係わる部分の通信料金(以下「ADSL 従量料金」)の支払いを要します。
- (3) 前項の ADSL 従量料金については、別表 2-3 の料金表に記載する 1 分ごとに料金が課金されます。また、この場合において、1 分未満の端数は切り上げて計算します。
- (4) 当社は、本コース会員のうち、従量タイプのサービス利用者に対し、1 時間分の ADSL 接続機能の利用を無料で提供します。
- (5) 本コース会員のうち、従量タイプのサービス利用者は、別表 2-3 の料金表に記載する通信料金のうち、月額基本料金と ADSL 従量料金についてはその合計が、2,855 円(税別)/月を上限とし、それ以上の支払いは不要とします。
- (6) 本コース会員のうち、従量タイプのサービス利用者は、別途当社に、別表 2-3 の料金表に記載する料金額として、ダイヤルアップ接続機能の利用に係わる部分の通信料金の支払いを要します。

5 当社が本コース会員に対し、12M ライトタイプサービスを提供する場合の取り扱いとして、次の各号の条件を特別に定めます。

- (1) 本コース会員のうち、12M ライトタイプのサービス利用者は、別途当社に、別表 2-3 の料金表に記載する料金額として、ダイヤルアップ接続機能の利用に係わる部分の通信料金の支払いを要します。
- (2) 本コース会員のうち、12M ライトタイプのサービス利用者は、別表 2-4 の料金表に記載する機器利用料金のうち、ルータタイプモデム利用料については、別表 2-3 の料金表に記載する通信料金の月額基本料金に含むものとします。

第3章 契約

第6条(契約の単位)

当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の本コース契約を締結します。この場合、本コース会員は、1 の本コース契約につき 1 人に限ります。

第7条(NTT等への申し込み)

本コースの提供を受けるためには、申込者は、NTT ADSL 接続サービスの利用申し込みを行う必要があります。NTT ADSL 接続サービスの提供条件、料金ならびに工事に関する費用等は、専用サービス契約約款および料金表の定めるところによります。

2 当社は、前項の NTT ADSL 接続サービスの利用に係わる申し込み、届け出その他 NTT ADSL 接続サービスの利用に係わる事項について、手続きを代行します。

第8条(契約申し込みの方法)

申込者は、会員規約およびこの特約を承諾のうえ、当社所定の方法により、本コース契約の申し込みを行っていただきます。この場合、その本コース契約の対象となる契約者回線につきすでに他の電気通信事業者から ADSL 接続サービスの提供を受けていないことを条件とします。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 契約者回線に係わる回線番号
- (4) 契約者回線に係わる終端の場所
- (5) 料金等の支払方法
- (6) その他本コース契約の申し込みの内容を特定するために必要な事項

第9条(契約申し込みの承諾)

本コース契約は、第7条に定める NTT ADSL 接続サービスが NTT により承諾され、かつ、前条所定の申し込みを当社が承諾した時に成立します。

2 当社は、次の場合には、本コース契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本コース契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、本コース契約の全てまたはその一部を解除することがあります。ただし、本項第4号、第6号、第7号または第8号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内には是正されないときは、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができます。

- (1) NTT ADSL 接続サービスの提供契約が解除または休止、その他理由のいかんを問わず終了した場合
- (2) DSL 通信サービスの提供が当社およびソフトバンク間の契約の解除その他理由により終了した場合

- (3) 本コース契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (4) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) 過去に不正使用などにより本コース契約もしくはBIGLOBE サービス契約等の解除、またはBIGLOBE サービス等の利用を停止されていることが判明した場合
 - (6) 申込者が未成年者等であって、本コース契約の申し込みに当たり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (7) クレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合
 - (8) クレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合
 - (9) その他本コース契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 第1項の規定に基づく本コース契約が成立しないとき、または第2項の規定に基づき、当社が本コース契約の申し込みを承諾しないとき、もしくは本コース契約の全てまたはその一部を解除するとき、当社は契約コースを本コースからBIGLOBE サービスの他のコースへ変更することができます。

第10条(コースの変更)

既存会員が他のコースから本コースへの変更を希望する場合、この特約を承諾のうえ、当社所定のホームページにて変更手続きを行っていただきます。この場合、本コースへのコース変更は、ADSL 接続機能の利用が可能となった日が属する月の翌月初日から適用になります。

- 2 本コース会員が本コースからBIGLOBE サービスの他のコースへの変更を希望する場合、当社所定のホームページにて変更の手続きを行っていただきます。

第11条(変更の届け出)

利用者は、第8条第1項所定の事項について変更(ただし、第8条第1項第4号所定の事項につき、第4条所定の区域外への移転は認められません。)があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。

- 2 前項の変更届け出があった場合は、当社は、第9条第2項の規定に準じて取り扱います。

第12条(料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
- (2) 工事費用
- (3) 通信料金
- (4) コンテンツ料金
- (5) オプションサービス料金
- (6) その他の料金

- 2 前項各号所定の料金の具体的な額は、別表に記載します。

第13条(初期費用)

本コース会員は、当社に本コース契約の申し込み(コース変更の申し込みを含みます。)をし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用の支払いを要します。

- 2 本コース会員が前項の申し込み(コース変更の申し込みを含みます。)を行い、すでに当社がこの申し込みに係わる工事に着手していたときは、工事完了前に本コース契約の解除があったとしても、本コース会員は、キャンセル料の支払いを要します。

第14条(工事費用)

本コース会員は、当社に契約者回線に係わる終端の場所の変更の届け出等により必要となる工事の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、当社に工事費用の支払いを要します。

第15条(通信料金)

本コース会員は、ADSL 接続機能の利用が可能となった日が属する月の翌月初日から起算して、その本コース契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本コースの通信料金のうち、月額基本料金、NTT回線使用料およびADSL従量料金の支払いを要します。

- 2 本コース会員は、本コース契約に基づいて当社が本コースの提供を開始した日から起算して、その本コース契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本コースの通信料金のうち、ダイヤルアップ接続利用料の支払いを要します。

- 3 第10条第1項所定のコースの変更に基づきADSL 接続機能の利用が可能となった場合、既存会員は、ADSL 接続機能の利用が可能となった日が属する月の翌月初日から起算して、その本コース契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本コースの通信料金の支払いを要します。

- 4 本コース契約の解除があった日が月の末日以外の場合、当社は、通信料金の日割りは行いません。

- 5 会員規約第13条の規定により本コースの利用中止があったときは、本コース会員は、その期間中の通信料金の支払いを要します。

- 6 会員規約第14条の規定により本コースの利用停止があったときは、本コース会員は、その期間中の通信料金の支払いを要します。

第16条(オプションサービスの利用制限)

本コースにおいては、会員規約所定のオプションサービスのうち「フレッツ・ISDN」オプション、「フレッツ・ADSL」オプション、「フレッツ光」オプション、「TOKAI・ADSL」オプションおよび「コミュファ光」オプション(以下本条において同じ。)を利用することはできません。

- 2 「フレッツ・ISDN」オプション、「フレッツ・ADSL」オプション、「フレッツ光」オプション、「TOKAI・ADSL」オプションまたは「コミュファ光」オプションを利用している既存会員が第 10 条第 1 項に基づき本コースへの変更の手続きを行った場合、「フレッツ・ISDN」オプション、「フレッツ・ADSL」オプション、「フレッツ光」オプション、「TOKAI・ADSL」オプションおよび「コミュファ光」オプションは自動的に解除されます。

第 17 条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社またはソフトバンクの責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、1 日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、対象となる会員の損害賠償請求に応じます。なお、かかる請求に対して当社が賠償する損害の範囲については、本条第 1 項から第 4 項の規定が適用されます。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、対象となる会員に現実発生した通常損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(1 日の倍数である場合に限り)に対応する本サービスの料金(対象となるサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日に属する料金月の前 6 料金月の 1 日あたりの対象となるサービスの平均料金(前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額)により算出します。)に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、1 日あたりの対象となるサービスの平均料金の 30 日相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲以下とします。
- 3 本条第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、会員に現実に発生した通常損害に限り賠償請求に応じます。
- 5 本条第 1 項の規定にかかわらず、NTT が専用サービス契約約款および料金表の定めるところにより本サービス会員に対しその損害を賠償する場合は、本条第 1 項の適用はありません。

第 18 条(会員情報の取り扱い)

本コース会員は、当社が、本コース会員が本コース契約の申し込みに際して入力した第 8 条第 1 項各号所定の事項(第 11 条に基づき当社に届け出た変更事項を含みます。以下「会員情報」といいます。)を次の各号に定める範囲において、利用することに同意していただきます。

- (1) 本コース会員に代わって、NTT ADSL 接続サービスの利用に係わる申し込み、届け出その他 NTT ADSL 接続サービスの利用に係わる事項について必要な手続きを行う目的で、会員情報をソフトバンクを通じて NTT に対し暗号化等の機密保持処置その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置(以下、「安全管理措置」といいます。)を講じたうえで提供すること。
- (2) 本コースに必要な DSL サービスを提供するために、会員情報の安全管理措置を講じたうえでソフトバンクへ本コース会員の個人情報の取り扱いを委託すること。
- (3) 本コース会員の NTT 加入電話等サービスに関する契約者情報(提供可否確認結果および提供不可理由等に係わるもの)を、安全管理措置を講じたうえでソフトバンクを通じて NTT から提供を受けて、本コース会員によるその申し込み内容の補正を可能とするためだけに利用すること。
- (4) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または電話をするために会員情報を利用すること。
- (5) 前号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して預託すること。

第 19 条(本コースの変更または廃止)

当社は、本コースの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第 2 条の規定を準用します。

- 2 当社は、前項による本コースの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第 20 条(モデムの取り扱い)

本コース会員は、自己の費用と責任において、モデムを設置するとともに、本コースの利用に際してモデムを正常に稼働するように維持・管理しなければなりません。

第 21 条(IP 電話サービス)

当社は、本コース会員のうち、50M タイプ、26M タイプ、12M タイプ、10M タイプまたは 3M タイプのサービス利用者に対し、本コースで契約可能な IP 電話サービスを、それにかかる初期登録料と月額基本料を無料で提供します。ただし、IP 電話サービスの通話料、レンタルモデム IP 電話機能利用料およびユニバーサルサービス料等については IP 電話利用者の負担となります。

- 2 IP 電話サービスの申込者は、当社所定の方法により、IP 電話サービス契約の申し込みおよびモデム等機器の設定を行う必要があり、この手続きが完了しないと IP 電話サービスの利用をすることはできません。
- 3 本コース会員のうち、従量タイプおよび 12M ライトタイプのサービス利用者は、IP 電話サービスの利用をすることはできません。

第22条(セキュリティセット等)

当社は、本コース会員のうち、50Mタイプ、26Mタイプ、12Mタイプ、10Mタイプまたは1.5Mタイプのサービスを利用し、あわせて、セキュリティセットである「メールウイルスチェックプラス」と「ネット PC ガード」の両方、もしくは、セキュリティセット・スタンダードを、別途契約する利用者に対し、セキュリティセット、またはセキュリティセット・スタンダードに係わる月額基本料を無料で提供します。ただし、この特約の末尾に記載の附則第2条の定めに従います。

- 2 セキュリティセットの申込者は、当社所定の方法により、セキュリティセットである「メールウイルスチェックプラス」と「ネット PC ガード」の両方の契約の申し込みおよび契約者端末の設定を行う必要があります。
- 3 セキュリティセット・スタンダードの申込者は、当社所定の方法により、契約の申し込みおよび契約者端末の設定を行う必要があります。
- 4 当社は、セキュリティセット、およびセキュリティセット・スタンダードの構成サービスの内容等をあらかじめ通告することなく変更することができます。

第23条(新規申し込みの受付終了)

1.5Mタイプの新規申し込みの受付は、平成15年7月29日をもって終了したものとし、当社は、平成15年7月30日以降の1.5Mタイプの新規申し込みの受付は一切いたしません。

- 2 10Mタイプおよび12Mタイプの新規申し込みの受付は、平成16年3月28日をもって終了したものとし、当社は、平成16年3月29日以降の10Mタイプおよび12Mタイプの新規申し込みの受付は一切いたしません。ただし、3Mタイプから10Mタイプへの速度変更の受付は除きます。
- 3 26Mタイプの新規申し込みの受付は、平成16年4月18日をもって終了したものとし、当社は、平成16年4月19日以降の26Mタイプの新規申し込みの受付は一切いたしません。
- 4 3Mタイプから10Mタイプへの速度変更の受付は、平成16年6月23日をもって終了したものとし、当社は、平成16年6月24日以降、速度変更を含めた10Mタイプの新規申し込みの受付は一切いたしません。
- 5 「ADSL(A)」コースの新規申し込みの受付は、平成21年6月24日をもって終了したものとし、当社は、平成21年6月25日以降の「ADSL(A)」コースの新規申し込みの受付は一切いたしません。ただし、当社が別に定める申し込み方法による受付は除きます。
- 6 「ADSL(A)」コースのすべての速度変更の受付は、平成23年6月30日をもって終了するものとし、当社は平成23年7月1日以降、速度変更の申し込みの受付は一切いたしません。

第24条(速度変更の制限)

従量タイプ、1.5Mタイプ、10Mタイプ、12Mタイプおよび26Mタイプへの速度変更はできません。

附 則

第1条 この特約は、平成28年6月1日から実施します。

第2条 第22条第1項に定めるセキュリティセットの同項所定の本サービス会員への提供は、平成25年11月30日をもって終了しました。

別 表

BIGLOBE サービス「ADSL(A)」コースの料金表

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税等相当額は、本コースのご利用時点の税率に基づき計算します。なお、コンテンツ料金、オプションサービス料金その他の料金につきましては、会員規約所定の料金表に定めるとおりとします。

2. 料金額

2-1 初期費用 ^{*1}

モデム諸費用	
ルータタイプの場合(1.5Mタイプ) ^{*2}	18,000 円(税別)
申込手数料	2,500 円(税別)
NTT ADSL 接続サービス契約料	800 円(税別)
備考	
*1: 第13条第2項の場合、キャンセル料として2,500円(税別)を申し受けます。	
*2: ルータタイプ(1.5Mタイプ)の新規申し込みの受付はいたしておりません。	

2-2 工事費用

移転費用	2,000 円(税別)
回線タイプ変更工事費用	2,000 円(税別)
回線調整費用	
基本工事費	11,400 円(税別)
回線収容取替費用	9,600 円(税別)
ブリッジタップ取り外し費用	10,800 円(税別)

回線調整に伴う保安器取替費	3,800 円(税別)
速度変更費用	
50M タイプへ変更する場合 *1	0 円
12M ライトタイプへ変更する場合 *1	3,000 円(税別)
3M タイプへ変更する場合 *1	3,000 円(税別)
契約電話番号変更費用	2,000 円(税別)
宅内モデム交換費用	
速度変更に伴う場合および、IP 電話機能を有していないモデムから IP 電話機能を有しているルータタイプモデムへ変更する場合 上記以外の場合	0 円
保安器取替費用	8,300 円(税別)
備考 *1:上記以外の速度タイプへの速度変更はできません。	

2-3 通信料金

月額基本料金	
50M タイプの場合	3,380 円(税別)/月
26M タイプの場合	3,380 円(税別)/月
12M タイプの場合	3,380 円(税別)/月
12M ライトタイプの場合	1,900 円(税別)/月
10M タイプの場合	3,280 円(税別)/月
3M タイプの場合	2,000 円(税別)/月
1.5M タイプの場合	2,980 円(税別)/月
従量タイプの場合	940 円(税別)/月
NTT 回線使用料(DSL 接続料)	
NTT 東日本エリア 電話共用タイプの場合 回線専用タイプの場合	100 円(税別)/月 1,438 円(税別)/月
NTT 西日本エリア 電話共用タイプの場合 回線専用タイプの場合	101 円(税別)/月 1,453 円(税別)/月
ADSL 従量料金 *1	5 円(税別)/分
ダイヤルアップ接続利用料 *2	5 円(税別)/分
備考 *1:従量タイプのサービスを利用する場合のみ適用されます。 *2:従量タイプおよび12M ライトタイプのサービスを利用する場合に適用されます。	

2-4 機器利用料金

この費用は、ソフトバンクが「端末設備の賃貸借に関する契約約款」に基づき貸与する ADSL モデムの利用料であり、当社がソフトバンクに代わって徴収する費用です。

ルータタイプ モデム利用料 *1*2	500 円(税別)/月
レンタルモデム IP 電話機能利用料 *3	280 円(税別)/月
備考 *1:50M タイプ、26M タイプ、12M タイプ、10M タイプまたは3M タイプのサービスを利用する場合のみ適用されます。 *2:スプリッタ利用料(1 個)を含みます。 *3:IP 電話機能を有しているルータタイプモデムでその機能を利用する場合のみ適用されます。	